

# ラオス：現行プロジェクトに関する現地セミナー及び 民事訴訟法改正セミナーの実施

前国際協力部教官（現東京地方裁判所判事補）

坂本達也

## 第1 はじめに

1 JICA（独立行政法人国際協力機構）ラオス法整備支援プロジェクトに関し、令和6年2月6日（火）から8日（木）までの間、ヴィエンチャンにおいて、現地セミナーが実施された。

本セミナーは、同プロジェクトで組成された3つのワーキンググループ（民法典ワーキンググループ、教育民事ワーキンググループ、刑法典ワーキンググループ）により合同で実施されたものであり、日本から松尾弘慶應義塾大学大学院法務研究科教授、井田良中央大学法学部教授を講師として迎えて実施された。ラオス側参加者は、司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院、ラオス国立大学等に所属する上記各ワーキンググループのメンバーであり、約60名程度であった。

本セミナーは、令和5年7月に開始された現行プロジェクトにおいて実施された最初の現地セミナーであり、今後のワーキンググループ活動を進める上で不可欠な知識のインプットを目的とするものである。初日は、法律の解釈・適用をテーマとして民事系・刑事系合同で実施され、7日及び8日は、民事系・刑事系の各活動に分かれて実施された。

2 また、令和6年2月9日（金）、ヴィエンチャンにおいて、民事訴訟法改正に関するセミナーが実施された。

本セミナーは、ラオス最高人民裁判所からJICAプロジェクトに対して民事訴訟法改正に関する支援の要請があったことを契機とするものであり、令和6年1月17日に実施された第1回目のセミナーに引き続いて実施されたものである。ラオス側参加者は最高人民裁判所副長官を筆頭とする裁判官であり、約30名程度であった。

3 当職は、上記1のセミナーのうち民事系の活動（刑事系との合同で実施された部分を含む。）、上記2のセミナーにいずれも現地で参加した。本稿では、これらの概要を紹介する。本稿の意見にわたる部分は、全て当職の私見であり、所属部局の見解ではない。

## 第2 現行プロジェクトに関する現地セミナーについて

1 セミナーの実施に至る経緯

現行プロジェクトは、事実認定と法令の解釈適用を適切に行う能力を身に付けた法律実務家を育成する基盤の形成を目的とし、その活動として、基本法令の理解を促進する論点集の作成、基本法令の理解に基づく実践を促進する効果的な研修実施及びそ

の教材となる指導書の作成を行っている<sup>1</sup>。このうち民事系の活動については、論点集の作成を民法典ワーキンググループ、効果的な研修実施及びその教材となる指導書の作成を教育研修（民事）ワーキンググループが担当している。

論点集は、実務上よく問題となる事件類型を題材とした具体的な事例を基に、基本的な法解釈を含む適切な法適用過程を示す参考書とすることを想定している。前プロジェクトでは民法典全条文の逐条解説書の作成を通じて、民法典起草支援の過程で実施した理論研究の成果を整理し、その理解を深化させた。現行プロジェクトにおける論点集作成の活動は、これまでの理論研究の成果を法適用過程の中で実際に活用する具体的な手法を身につけることを目的としており、具体的には、事案の解決のために必要な法適用過程（基本的な法解釈を含む。）を具体的に叙述する能力を向上させ、これまでの理論研究の成果を実務に還元させることを目標としている。

指導書は、これまでのラオス法整備支援活動において作成された成果物を教育や研修の現場において活用するための道標になる成果物とすることを想定している。前プロジェクトでは「判決書マニュアル」の改訂作業の中で判決書の様式に争点を導入するとともに、争点特定に至る分析的な思考方法（請求→請求権→主要事実→認否→争点）を簡単な事例で示した「事実認定問題集（民事）」を作成した。現行プロジェクトは、上記思考方法を習得するための基礎となる「事実認定問題集（民事）」をより平易に理解するための指導書を作成することを第1の目標とし、さらに上記思考方法を実際の事案に近い形で実践する教材として以前のプロジェクトが作成した「模擬事件記録教材（民事）」（いわゆる白表紙）の利活用を促進するための指導書を作成することを第2の目標としている。

第1記載のとおり、現行プロジェクトは令和5年7月から開始されているが、ラオス側がワーキンググループのメンバー選定に期間を要したことなどもあり、新しくJICAによるプロジェクト活動に参加することとなったメンバーに対し、これらの活動の前提となる知識を集中的にインプットする機会を設けることができていなかった。そこで、本セミナーの民事系の活動では、国内支援委員である松尾教授から、法律の適用と解釈、民法上の権利と請求権等の基本的な民事法の考え方について講義及び意見交換を実施していただくこととした。

## 2 スケジュール（ラオス時間）

### (1) 2月6日（民事・刑事合同実施）

8：30 - 8：40	オープニングリマックス
8：40 - 10：00	法律の適用と解釈～民法典を題材として～【松尾弘教授】
10：15 - 11：35	刑法が実現されるプロセスとその3つの要素～刑法の

<sup>1</sup> 現行プロジェクトは、5年間の活動期間を第1期、第2期に区分しており、本文の記載は第1期における活動を念頭に置いている。第2期における活動では、第1期における活動に加え、法律実務家が実務において参照できる判決書及び意見書のサンプル集の作成を予定しており、第1期で作成した成果物を活用した研修等を受けた実務家が作成した判決書や意見書を資料として利活用することが期待されている。

- 解釈、事実の認定、当てはめ～【井田良教授】
- 11：35－12：00 質疑応答
- 13：15－14：35 法律の適用と解釈～民法典を題材として～【松尾弘教授】
- 14：50－16：10 刑法の解釈～必要性、その種類と方法～【井田良教授】
- 16：10－16：50 質疑応答
- 16：50－17：00 クロージングリマークス
- (2) 2月7日（民事）
- 8：30－8：40 オープニングリマークス
- 8：40－10：00 民法上の権利と請求権【松尾弘教授】
- 10：20－12：00 質疑応答
- 13：15－15：00 民法上の権利と請求権【松尾弘教授】
- 15：15－16：20 質疑応答
- 16：20－16：30 クロージングリマークス
- (3) 2月8日（民事）
- 8：30－8：40 オープニングリマークス
- 8：40－10：00 民法の一般原則と民法の解釈【松尾弘教授】
- 10：20－12：00 質疑応答
- 13：15－14：45 民法の一般原則と民法の解釈【松尾弘教授】
- 15：00－15：30 質疑応答
- 15：30－16：00 クロージングリマークス

### 3 民事系の講義と質疑応答の概要

#### (1) 法律の適用と解釈（2月6日）

初日の民刑合同セッションでは松尾教授から法律の適用と解釈に関する講義がされた。

まず民法の中心的な法規が法律要件と法律効果から構成されており、事実を法律要件に適用することによって法律効果が生じるという法適用の基本的な部分をご説明いただいた。複数の法律要件と複数の法律効果が一つの条文に混在しているラオス民法66条2項（人格権侵害に関する当事者の権利）を例に挙げ、これを法律要件と法律効果に整理する過程を分かりやすく示していただいたことにより、参加者は具体的なイメージを持つことができたと思われる。その上で、もう一つのテーマである法規の意味内容を明確化する方法、すなわち解釈について、文理解釈、体系的解釈、立法者意思解釈、目的論的解釈を具体的な条文を挙げてそれぞれ説明していただいた。具体的な条文の解釈については参加者も様々な意見を述べていたが、文理解釈と体系的解釈に親和的な意見が多かった。

質疑応答では、ラオス憲法上、法解釈は国会（常務委員会）の専権である一方、裁判官が法適用の前提として必要な限度で法解釈を行っている実情もあり、これら

の整合性をどのように図るかという点が問題提起された。様々な意見が交換されたが、裁判官が法適用の前提として必要な限度の法解釈を行うことは、立法者意思の具体化であると理解し、国会（常務委員会）の専権であるとされる憲法上の「解釈」とは区別する余地があるのではないかといった見解もあった。

## (2) 民法上の権利と請求権（2月7日）

二日目のセッションでは、松尾教授から民法上の権利と請求権に関する講義がされた。

前提知識として、実体法と手続法の違い、民法上の権利と請求権の関係について講義がされた後、民法が定める権利類型ごとに請求権の具体例が説明された。参加者の中には、請求権を裁判所に訴えることができる権利（訴権）と混同している者もいたが、請求権概念をその成り立ち、すなわち、かつては実体法と手続法は未分離であり、国家が裁判所での救済を認めるものとして訴権を付与した利益のみが保護されていたこと、訴権の種類が次第に増加し、法律学が発展したことにより権利概念が普及すると実体法が手続法から分離したこと、請求権は民法上の権利を実現するための実体法上の権利であり、実体法と手続法を架橋するものであるが、あくまで手続法上の概念である訴権とは異なることなども含めて分かりやすく説明していただいた。

質疑応答では、ラオスにおいて議論が分かれている契約上の履行請求権の発生時期に関する質問があった。松尾教授からは、請求権が実現しようとする民法上の権利の性質から考えることが重要であるとして、物権と債権の異同に着目した説明がされた。すなわち、物権は、物を支配することによって自ら権利を実現することが可能であるから、権利侵害を契機として請求権が付与されれば足りる一方、契約上の履行請求権は、その実現のために債務者による義務の履行が不可欠であるから、請求権も契約の成立と同時に付与されると考えることが自然であるという説明がなされ、参加者も納得した様子であった。

## (3) 民法の一般原則と民法の解釈（2月8日）

三日目のセッションでは、松尾教授から民法の一般原則と民法の解釈に関する講義がされた。

具体的には民法の一般原則が民法の規定を解釈する上でどのような意味を持つかをご説明していただき、特に体系的解釈や目的論的解釈を念頭に置いて、複数の事例を用いて条文解釈を実践していただいた。

この講義は参加者と双方向のやり取りをしながら進められ、契約の要式性や他人物売買が問題となる事例について、多くの参加者から様々な意見が述べられた。個別の議論については紹介を省略するが、参加者の中には重要な論点については最高人民裁判所から統一的な見解が示される必要があると発言する者もいるなど、初日に問題提起された裁判官の法解釈の限界については個々の参加者によるスタンスの違いがあることも感じられた。



【現地セミナーの様子】

### 第3 民事訴訟法改正に関するセミナーについて

#### 1 セミナーの実施に至る経緯

第1記載のとおり、本セミナーは、ラオス最高人民裁判所からJICAプロジェクトに対して民事訴訟法の改正に関する支援の要請があったことを契機とするものであり、令和6年1月17日に実施された第1回のセミナーに引き続いて実施されたものである。

第1回のセミナーでは、日本の民事訴訟法及び民事訴訟実務に関する質問が多く寄せられたものの、いずれも個別性の高いものばかりであり、今後の民事訴訟法改正にかかる趣旨・目的は判然としなかった。その後、ラオスの調査手続の活性化が改正のテーマの一つである旨の情報が事前に得られたことから、第2回のセミナーでは、当職からラオスの調査手続に対応する日本の争点及び証拠の整理手続の概要を紹介することとし、併せて、ラオスの最高人民裁判所内の組織された民事訴訟法改正ワーキンググループから検討の進捗に関する報告をしてもらう時間を設けて今後の支援の方向性を見定めるための情報を得ることとした。

#### 2 スケジュール（ラオス時間）

9：00 - 9：20	オープニングリマークス
9：20 - 11：10	日本の争点及び証拠の整理手続の紹介 【法務総合研究所国際協力部教官 坂本達也】
11：10 - 11：30	質疑応答
11：30 - 12：00	最高人民裁判所副長官のコメント
13：30 - 14：30	民事訴訟法改正ワーキンググループによる報告
14：30 - 15：45	質疑応答・意見交換
15：45 - 16：00	JICA長期専門家のコメント
16：00 - 16：30	クロージングリマークス

### 3 各プレゼンテーションと質疑応答及び意見交換の概要

まず当職のプレゼンテーションでは、日本の争点及び証拠の整理手続を紹介した。ラオスの調査手続は、法廷における審理の前に事件に関する前提事実、争点、これらに関する証拠を明らかにする目的で実施されるものであるが、実際には裁判官が職権により事件の基礎資料を収集する手続となっており、争点整理の場として機能しているとは言い難い。一方、ラオスにおいては不意打ち判決の存在が問題となっており、調査手続を活用した争点整理の必要性があると思われたことから、日本の争点及び証拠の整理手続を用いた争点整理の具体的な手法を紹介し、特に同手続が双方当事者対席による口頭議論の実施を通じて、裁判官と当事者が争点に関する共通の認識を形成する場になっており、不意打ち判決を防止する役割を担っていることを強調して説明した。

ラオス側ワーキンググループの発表では、国会から改正案の提出を求められている条文が41条あること、改正のコンセプトが当事者主義的な訴訟追行の強化であることなどが説明されたほか、条文ごとに担当を割り当てられた小グループからそれぞれの検討状況の発表がされた。

質疑応答及び意見交換では、証拠の提出時期を制限する規律について議論がされた。ラオスでは、人証調べにおいて予想外の争点が判明し、当事者が終結間際や控訴審に至って証拠を提出することが審理の長期化を招いており、これに対する対策として、人証調べ後や控訴審における証拠提出を制限する規律の導入が検討されていることから、この点に関する日本の条文や運用に関する質問があった。当職から、時機に後れた攻撃防御方法の提出に関する規定のほか、日本においても五月雨式審理への対策として争点及び証拠の整理手続が導入された経緯があること、争点が当事者に事前に共有されていることが上記規律を導入する前提であると考えられていることなどを説明した。このほか、ラオス側参加者から、それぞれが改正を担当する個別の条文について、日本の条文や運用に関する質問を数多く受けた。



【民事訴訟法に関するセミナーの様子】

#### 第4 終わりに

現行プロジェクトに関する現地セミナーは、松尾教授のご尽力により、同プロジェクトの活動を実施する上で重要なインプットを行う機会となった。本セミナーで扱った内容は基礎的である一方、極めて重要な内容であるため、今後も継続的にその内容に立ち返りながら現地活動を進めていく必要がある。

また、ラオス最高人民裁判所において検討されている民事訴訟法改正は、令和6年11月の国会における法案成立を目的としており、今後急ピッチで検討が進められることが予想される。

いずれの活動についても、今後もその動向を注視し、当部としても可能な限りの協力をしたい。